

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給等 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

世田谷区は、児童扶養手当支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都世田谷区長

公表日

令和5年12月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給等
②事務の概要	・父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給する。 ・特定個人情報ファイルは、支給認定、及び一部又は全部の支給停止の判断等のために、所得情報、公的年金の受給状況、障害者手帳の等級、施設等への入所状況等に使用する。
③システムの名称	保健福祉総合情報システム、番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の37の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の13、16、30、47、57、64、65、87、106の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	世田谷総合支所子ども家庭支援課 北沢総合支所子ども家庭支援課 玉川総合支所子ども家庭支援課 砧総合支所子ども家庭支援課 烏山総合支所子ども家庭支援課
②所属長の役職名	世田谷総合支所子ども家庭支援課長 北沢総合支所子ども家庭支援課長 玉川総合支所子ども家庭支援課長 砧総合支所子ども家庭支援課長 烏山総合支所子ども家庭支援課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	区政情報課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	世田谷総合支所子ども家庭支援課 北沢総合支所子ども家庭支援課 玉川総合支所子ども家庭支援課 砧総合支所子ども家庭支援課 烏山総合支所子ども家庭支援課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I-1-③ システムの名称	保健福祉総合情報システム	保健福祉総合情報システム、番号連携サーバー、中間サーバー	事後	
平成31年4月1日	I-5-① 部署	世田谷総合支所生活支援課 北沢総合支所生活支援課 玉川総合支所生活支援課 砧総合支所生活支援課 烏山総合支所生活支援課	世田谷総合支所子ども家庭支援課 北沢総合支所子ども家庭支援課 玉川総合支所子ども家庭支援課 砧総合支所子ども家庭支援課 烏山総合支所子ども家庭支援課	事後	
平成31年4月1日	I-5-②所属長の役職名 (旧:所属長)	世田谷総合支所生活支援課長 三浦 与英 北沢総合支所生活支援課長 小林 清美 玉川総合支所生活支援課長 藤原 彰子 砧総合支所生活支援課長 箕田 裕子 烏山総合支所生活支援課長 三羽 忠嗣	世田谷総合支所子ども家庭支援課長 北沢総合支所子ども家庭支援課長 玉川総合支所子ども家庭支援課長 砧総合支所子ども家庭支援課長 烏山総合支所子ども家庭支援課長	事後	
平成31年4月1日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ	世田谷総合支所生活支援課 北沢総合支所生活支援課 玉川総合支所生活支援課 砧総合支所生活支援課 烏山総合支所生活支援課	世田谷総合支所子ども家庭支援課 北沢総合支所子ども家庭支援課 玉川総合支所子ども家庭支援課 砧総合支所子ども家庭支援課 烏山総合支所子ども家庭支援課	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策	(追加)	様式変更により項目追加	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二の13、47、65、87の項	番号法第19条第8号 別表第二の13、47、57、65、87の項	事後	
令和5年11月1日	表紙 評価書名	児童扶養手当支給法による児童扶養手当の支給等 基礎項目評価書	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給等 基礎項目評価書	事後	
令和5年11月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事業の名称	児童扶養手当支給法による児童扶養手当の支給等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給等	事後	
令和5年11月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の13、47、57、65、87の項	番号法第19条第8号 別表第二の13、16、30、47、57、64、65、87、106の項	事後	